

(1) 合同会社ワタソフトウェアジャパン(ベトナム)

社 名	合同会社ワタソフトウェアジャパン		
所 在 地	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番1号水信ビル7階		
代 表 者	職務執行者 ダム・ヴァン・ティエン		
業務内容	ソフトウェアの製造、加工、開発等		
連 絡 先	職務執行者 ダム・ヴァン・ティエン 電話: +84 90-967-9839 メール: sales@watasoftware.com		
設 立	令和7年8月12日	資 本 金	500万円
従業員数	2名		
本県の支援内容	・投資環境情報等の提供 ・外国企業立上げ支援補助金の交付等		
外国本社 の概要	社名: WATA SOFTWARE 事業内容: ソフトウェアの製造、加工、開発等 等 所在地: ベトナム・ホーチミン市 設立: 2024年 資本金: 2,000,000,000ベトナムドン(約12,000,000円) URL: https://watasoftware.com/ja		

(2) 株式会社キューピークバイオテック(韓国)

社 名	株式会社キューピークバイオテック		
所 在 地	神奈川県横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル2階		
代 表 者	代表取締役 黄 竣成		
業務内容	医学及び薬学のバイオ技術関連研究開発、製造及び販売業等		
連 絡 先	代表取締役 黄 竣成 電話: +82-10-9380-5152 メール: cuepeak@cuepeakbio.com		
設 立	令和7年7月9日	資 本 金	500万円
従業員数	1名		
本県の支援内容	・投資環境情報及び無料スタートアップオフィスの提供 ・外資系企業向けレンタルオフィスの貸付 ・外国企業立上げ支援補助金の交付等		
外国本社 の概要	社名: CUePEAK BIO. Co., Ltd. 事業内容: 医学及び薬学のバイオ技術関連研究開発等 所在地: 大韓民国・大田広域市 設立: 2020年 資本金: 7,647万韓国ウォン(約822万円)		

スタートアップオフィスについて

1 オフィス概要

所在地	産業貿易センタービル（横浜市中区山下町2番地）2階
面積・部屋数	約 20 m ² 4 部屋
付帯設備	事務机、椅子、電話・FAX機、インターネット回線接続口、ロッカー 等
共用設備	ビジネスライブラリー、コピー機 ※ 電話・FAXの使用料について実費負担あり

2 入居条件等

対象企業	対日直接投資活動に従事している外国企業及び県内での事業拡大を検討している在日外資系企業
入居期間	原則 50 営業日
入居費	無料



【産業貿易センタービル】



【オフィス内】

外資系企業向けレンタルオフィスについて

1 オフィス概要

所在地	産業貿易センタービル（横浜市中区山下町2番地）2階
面積・部屋数	約17～22㎡ 6部屋
付帯設備	机、椅子、キャビネット、インターネット回線接続口、等
共用設備	コピー機、商談室（予約制）、無料Wi-Fi

2 入居条件等

対象企業	次の条件をすべて満たす企業を対象とします。 ① 新たに日本で事業を行うため、神奈川県内に設置された外資系企業であること。ただし、入居申請の時点において、日本国内の法人設立1年以内であること。 ② 外資比率3分の1以上であること。 ③ オフィス退去後、神奈川県内での事業継続計画を有していること。
入居期間	3年以内
入居費	約4万4千円～5万7千円（月額）



【産業貿易センタービル】



【オフィス内】

外国企業立上げ支援補助金について

1 対象企業

次の要件を全て満たす外国企業

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の 3 分の 1 超を所有している企業
- (2) 神奈川県内に法人又は支店を設立等する企業
- (3) ①未病関連産業、②ロボット関連産業、③脱炭素関連産業、④観光関連産業、⑤先端素材関連産業、⑥先端医療関連産業、⑦ I T / エレクトロニクス関連産業、⑧輸送用機械器具関連産業、⑨地域振興型産業
のいずれかの産業に該当する企業
- (4) 設立から 2 年間以上、神奈川県内において事業を継続する企業

2 補助対象経費

- (1) 在留資格取得経費（在留資格の取得に係る申請代行等に要する経費）
- (2) 拠点設立及び各種届出経費（法人登記及び税務、社会保険等、公的機関への届出に係る申請代行に要する経費）
- (3) 人材採用経費（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に定める有料職業紹介事業者からの紹介により、常用雇用者となる人材を採用することに伴う経費）
- (4) 通訳・翻訳経費（(1)～(3)に係る通訳・翻訳経費）

3 補助額

- ・ 補助対象経費の 2 分の 1 以内
- ・ 補助上限額 200 万円